

名寄市議会「市民との意見交換会」における市民要望  
(市長回答)

名 寄 市

《「市民との意見交換会」における市民要望【回答】》

1. 市内の橋梁の老朽化対策について . . . p 2
2. 9月6日のブラックアウトを教訓とした  
今後の災害時の対応について . . . p 3
3. 名寄市立総合病院の駐車場について . . . p 4
4. 共同墓地について . . . p 5
5. 空き家対策について . . . p 6
6. ゴミのポイ捨て対策について . . . p 7
7. 通学路の除排雪対策について . . . p 8
8. 利用されていない公有財産の管理等について . . . p 9

## 1. 市内の橋梁の老朽化対策について

市内の橋梁の中には老朽化が著しいものがあるため、早期の対応を求める意見がありました。長寿命化への対応としての調査も一定程度進んでいると思いますが、老朽度合いや安全面を考慮した上で迅速かつ計画的な対応が求められています。改めて市内橋梁の老朽化対策について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

高度経済成長期を中心に大量に建設された道路橋は、建設後約 40 年から 50 年が経過しており、本市においては積雪寒冷地という地域特性からも凍結融解などの損傷や老朽化による損傷が拡大する傾向にあります。

現在、市内の管理橋梁は 244 橋あり、建設後 40 年以上の橋梁については全体の約 5 割、10 年後には全体の約 8 割に達する状況にあります。

これらに対し平成 25 年に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」により修繕工事が必要との判定となった 25 橋について、平成 27 年度から平成 36 年度にかけての 10 カ年で、交通量の多い幹線道路に架かる橋梁や、早急に修繕を行う事により延命効果が発揮できる橋梁について優先的に修繕工事を進めており、平成 30 年度までに 8 橋の修繕を完了し、今後は残り 17 橋の修繕を予定しています。

また、平成 26 年 7 月施行の国の道路法改正により、従来の点検方法であった「遠望目視点検」から「近接目視点検」に変更となり、5 年に 1 回の点検が義務化されたことで、点検費と修繕工事費のバランスを鑑みながら、計画的に事業を進めていけるよう努めてまいります。

## ２． ９月６日のブラックアウトを教訓とした今後の災害時の対応について

９月６日に発生した胆振東部地震による大規模停電、いわゆる「ブラックアウト」の際の対応について複数の会場で意見が出されました。災害時の情報提供・情報伝達などのあり方について、今回のブラックアウトを教訓とし改めて見直し万一の事態に備えるべきとの声が多く上がっています。一方ハザードマップについて、色合いが単一で見づらく地域ごとに拡大が必要という指摘もありました。今後の災害時の対応について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

現状の名寄市の災害時の情報伝達につきましては、テレビ・ラジオ・緊急速報メール・ホームページ・フェイスブック・登録制メール・広報車などの情報伝達手段を活用しております。

平成３０年胆振東部地震に伴う停電の際には、広報車や市フェイスブック、FMラジオなど、限られた情報伝達手段の中での住民周知となり、停電時での情報伝達手段については、脆弱であることが明らかになったことから、一層の情報伝達手段の多様化を図らなければならないと考えております。

情報伝達手段につきましては、それぞれ長所や短所もありますので、どのような手法が必要で効果的なのかなどの研究を進め、万が一の事態に備えてまいりたいと考えております。

ハザードマップの色合いや拡大につきましては、次回以降の作成に向けての研究課題とさせていただきたいと考えております。

さらに、ハザードマップの活用方法や浸水想定区域図の見方などにつきましても、市の防災訓練や出前講座などの機会において、継続して周知していけるよう努めてまいります。

今後も、水害・地震・雪害など、想定される様々な災害に備えるため、関係機関との連携強化や市民の防災意識の高揚、自助・共助力の向上に向けた取り組みから、防災力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 3. 名寄市立総合病院の駐車場について

名寄市立総合病院の駐車場のスペース不足を指摘する意見が出されました。特に休日明けの混雑時には駐車ができず、住宅街への駐車や路上駐車が目立ち冬場においては交通にも支障をきたす状況になっています。2階建ての検討や有料化にするなどの対策が必要との意見も出されましたが、今後の名寄市立総合病院の駐車場について市長の見解を求めます。

#### 【 回答 】

名寄市立総合病院は、上川北部二次医療圏において唯一の急性期医療を提供しているため市内や広域から多くの来院があります。ここ数年は外来患者数が減少傾向でしたが、本年度は圏域内の医療機能に変化していることなどもあり、外来患者数が少し増加し1日平均約890人で推移しています。相応して一人あたりの滞在時間が長くなることから、駐車場の混雑が解消されにくい状況にあります。

新館の建設事業以来取り組んできた一連の駐車場整備事業は、平成29年度で完了しましたが、契約終了予定であった民間駐車場についても継続して借用しながら駐車場の確保に努めています。

立体駐車場を設置する案は過去に検討した経過がありますが、建設費用や将来的な土地活用などから断念しています。

また、第1駐車場を有料化するための協議と準備はすでに行っていますが、混雑する時間帯に周辺道路や交差点で渋滞の発生が予想され、都市部の病院でも見られるように病院周辺での路上駐車がより増加することで、交通事故の増加や住宅街への悪影響が懸念されるため、現時点では有料化していません。

今後は、人口減少と連動して緩やかに患者数も減少していくと推計されていることと、周辺に活用できる敷地も少ないため、これ以上の駐車場整備は困難と考えております。

どうしても対応が必要とのご意見が強い場合は、外来の予約数を制限して受入患者数で調整することも選択肢ですが、病院としての役割を果たすことが重要です。

ご来院の皆様には、できるだけ公共交通機関などをご利用いただくことをお願いし、病院としては、業務の改善や職員の協力などにより少しでも改善できるよう対応していきたいと考えます。

## 4. 共同墓地について

過疎化や少子化等の影響もありお墓を継ぐ人がいなくなっている状況を踏まえ、共同墓地の必要性を求める意見が出されました。隣の士別市においても共同墓地が造られましたが、名寄市として共同墓地の設置に対する考え方について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

近年、お墓の継承者がいないため、墓じまいをされるケースや放置される無縁墳墓問題、孤独死や遺族の遺骨引き取り拒否による無縁者の対策が全国的にも取り上げられております。道内においても同様の状況であり、お墓を維持管理することが困難な方の選択肢の一つとして、呼び方は違いますが、共同墓、合葬墓、合同墓と呼ばれているものがあり、そうしたお墓を設置する自治体が増えている現状にあります。

本市としましても、共同墓について調査を行ってまいりましたが、設置自治体の取扱の中で、他の方の焼骨との混同、納骨後は引取ることができなくなる、冬期間における利用制限、宗教的な行事の制限、また、設置した際の専任職員の配置や公費での設置して維持管理することに対する公平性や何より血縁者におけるコミュニティ維持の観点などから共同墓の設置に関しては慎重な立場でございました。

しかしながら、当市民要望があるとおり、市民意見の中にも共同墓の設置を求める声があることから、安心して住み続けられるまちづくりの観点からも、設置に向けた検討は必要な時期を迎えていることも考えております。

今後、市民ニーズ調査も含め、設置の必要性や施設の規模など、少し踏み込んだ内容について、様々な皆様のご意見を頂きながら、総合計画のローリングの中で議論を進めて参りたいと考えております。

## 5. 空き家対策について

全国的な問題でもある空き家対策について、名寄市においても安全面や防犯などの面でも大きな問題となってきたり、行政として早急な対応を求める声が今回も複数の会場で出されました。個人の財産に対する行政の対応に限界があることは理解しつつも、市民生活に影響を及ぼしかねない危険家屋も散見されてきていることから、被害防止を含めた早急な対応が求められています。今後の名寄市における空き家対策について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

本市では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年5月に完全施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年度に名寄市空家等対策協議会を設置し、同年8月には名寄市空家等対策計画を策定してきました。市ではこの計画に基づき、空家等の利活用の促進と、所有者自ら適正管理をして頂く啓発の取り組みを重点課題と位置付け、取り組んでおります。

空家の活用については、市内宅地建物業者と連携し空家有効活用の促進として名寄市空家バンクを開設し、併せて広報なよろや市ホームページにて周知を行っております。また適正管理されていない危険な空家の所有者に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所有者及び管理義務のある方を特定し、適正管理に向けた通知を行うことにより所有者自ら除却等に取り組んで頂いている状況であります。

空家は個人の私有財産でありますので、行政の対応としては限界がありますが、今回要望頂きました今後の空家対策としましては、従来からの広報なよろや市ホームページ等を通じた適正管理の周知啓発を継続し、問題のある所有者等に対しては、過去の対応状況を勘案しながら、現状把握ができるよう詳細な情報を都度伝えて適正管理のお願いを実施すると共に、改善が見られない所有者に対しては面談も視野に入れた適正管理のお願いなどを含め粘り強く展開してまいります。また、今後も緊急性・安全上問題のある場合には名寄警察署・名寄消防署など各関係機関とも連携し対応を行ってまいります。

現在、市内に空家を持つ所有者等の多くが、自ら責任を持って積極的に除却に取り組まれている状況ではありますが、引き続き市内の空家の動向把握に努め、状況を注視し名寄市空家等対策協議会や空家等対策庁内検討委員会等にもご意見を伺いながら施策の充実を図ってまいります。

## 6. ゴミのポイ捨て対策について

特に郊外農村地区においてゴミのポイ捨てが後を絶たず、対応を求める意見が出されました。看板の設置や防犯灯の増設等による抑止対策が必要との声が上がっていますが、今後のゴミのポイ捨て対策について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

ごみのポイ捨てや不法投棄があった場合は通報をいただき、現地を確認のうえ再発防止のための看板を設置しています。

しかし、郊外地区のポイ捨てごみがあとを絶たない状況も把握していることから設置のしやすさや視認性を検討のうえ「のぼり」による啓発方法を検討しています。のぼりの設置によるポイ捨てや不法投棄の抑止効果は、他の市町村においても実績が認められていることから、平成31年度に向けて準備を進めたいと考えています。

使用方法としては、基本的にはポイ捨てが発生している町内会や土地所有者等に貸し出しによる方法とし、直ちに設置すべきと判断した場合は市が設置するよう検討中です。

いずれにしても、ごみのポイ捨てや不法投棄に関しては、個人のモラルの問題でもあることから、今後においてもポイ捨てを含む不法投棄防止に向けた啓発活動を展開してまいります。

## 7. 通学路の除排雪対策について

通学路の除排雪体制の強化を求める意見が出されました。特に豊西小学校の閉校に伴い、南小学校へ通う通学路が複雑になった影響もあり、除排雪が十分に行き届いていない箇所が一部に見られるとの声が上がりました。児童生徒の安心安全のための今後の通学路の除排雪について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

この間、通学路の歩道除雪については、警察や教育委員会などと協議するとともに、学校からの要望や地域、PTAからの要望をいただいた際に、幅員や安全性などを考慮し、実施しております。

また、市街地の除雪においては、交通安全などの観点から、通勤通学時間までに除雪を完了することとしており、降雪が10cm、または見込む場合、吹込みによる吹き溜まりが確認された場合に、出動することとしております。名寄地区では概ね2時までには出動を判断することとしているため、それ以降の降雪や昼間の降雪についての出動は、安全性が担保されないため出動できない状況です。

本市といたしましては、これまで道路上に堆積された雪山により、通行が危険、または安全確認が難しいと判断される場合には適宜交差点排雪を実施し、安全安心な道路空間の確保に努めてまいりました。

今後も、ご指摘いただきました通学路の歩道除雪につきましては、道路幅員や路線状況を考慮するとともに、関係機関と連携を図りながら、引き続き、児童や歩行者の安全確保が図られるよう努めてまいります。

## 8. 利用されていない公有財産の管理等について

現在利用されていない公有財産の管理等について指摘があり、特に閉校後の学校施設の管理が十分になされておらず、対応を求める意見が出されました。また施設等において利用可能な物品や、廃材などを譲り受け再利用したいとの要望があり、一定のルールに則った上で対応してほしいとの声も上がっています。利用されていない公有財産の管理等について市長の見解を求めます。

### 【 回答 】

閉校後の学校施設の維持管理につきましては、旧風連地区では町内会や地域団体がグラウンドや学校敷地の草刈り等の維持管理を行っていただいております。それ以外の敷地の草刈りや施設の雪降ろし等については本市において対応しております。遊休地や老朽化した施設等の普通財産が増加してきている状況であります。少しでもきめ細やかな対応に心がけるよう努めて参りたいと考えております。

次に、施設等において利用可能な物品や廃材に関する、個人としての利用につきましては、公共用又は公益事業の用に供する利用ではないことから、処分については広く募集する等検討しなければなりません。更には、施設の解体や移設を要するものであれば、解体業者ではなく個人が行う解体・移設作業、移設後の施設に対しての安全面の問題も考慮しなければなりません。

また、そのような場合は公募公売での処分の検討も必要であります。入札となると施設から出る廃材の価格より解体費用の方が大きくなり、処分にかかる費用について市の財政負担が発生する場合も想定されることから、財産の処分や立木の伐採等につきましては、老朽度合いや他施設との優先順位等を踏まえて実施することとなります。

いずれにしましても、本市で活用する見込みのない施設等の整理につきましては、処分期限や方法等について統一したルール作りを行うとともに、町内会や利用者等とも施設の利活用等についてもしっかりと意見交換をし、速やかにかつ丁寧な説明をして参りますのでご理解願います。